

「箋聞」か「箋」と「聞」か

——桐壺巻を中心にして——

岷江入楚は三条西家の注釈書を中心にして、多くの先行研究をもとに著された。通勝は引用した書目を肩付に略称で注記している。こうした肩付に記された注記に着目して小川陽子氏は「岷江入楚」と先行注釈」（『中古文学』平28・6）を記された。その中で小川氏は桐壺巻と夕霧巻の「箋聞」とする注記について、桐壺巻「計5例のうち3例」夕霧巻「計5例のうち3例」「は「箋／聞」の割書で、「箋聞」か、「箋」と「聞」とを併記したものか、明確でない」とされた。岷江入楚において「聞」（あるいは「聞書」と記されるのは、紹巴の注であることが考証されている。^①）岷江入楚に「聞」「聞書」とするだけで、紹巴の名をあげずに紹巴説を引くことについて、小川氏は、通勝が紹巴の名を記さないのは「情報操作」であるとされた。^②

44

幽斎と通勝は、紹巴の講釈を通じて、自分たちが入手した書物では知り得なかった公条注を紹巴が所持していることにおそらく気づいたであろう。三条西家の血脈と源氏学の継承を自負する通勝

小 高 道 子

にとつて、「古来の註釈を一覧のためにしるしあつむへきくはたて」を完遂するには、紹巴の得た公条注が不可欠であったに違いない。

そこで通勝のとつた方法が、紹巴から得た注を採用する、しかし紹巴經由であることは明記しない、というものであった。

通勝が「紹巴が所持している」「自分たちが入手した書物では知り得なかつた公条注を」「採用する」際に、「通勝のとつた方法が紹巴から得た注を採用する、しかし紹巴經由であることは明記しない」という形での「情報操作」であるなら、「箋」として実枝から継承した注についてはこの「情報操作」をせずに、「箋」の他に紹巴からの聞書であることを示す「聞」と記したのはどのような理由によるのであろうか。

本稿では、通勝が三光院すなわち三条西実枝の聞書を「箋聞」として記したとする岷江入楚桐壺巻の「箋聞」とする注について検討を加えたい。

一 桐壺巻の「箋聞」

通勝は岷江入楚の「箋」とする肩付について次のように記している。

○箋 三光院ノ義 此内或ハ彼抄出ノ処アリ 或ハ予聞書ノ処アリ 然而若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト載了 桐壺ヨリ明石マテハ彼抄、ノ分ヲ箋ト書 予聞書ヲ箋聞ト書之

「箋」は、三光院すなわち三条西実枝の説を記したという。また、桐壺巻から明石巻までは、実枝の聞書を「箋聞」として記したとする。その「箋聞」が、肩付の書式により、「箋聞」ではなく、「箋」と「聞」を指すことは想定しがたい。まず、桐壺巻の「箋聞」とする注記について、山下水と紹巴抄の記述を比較してみよう。肩付に「箋聞」を割書している注は、「箋／聞」と記した。なお、煩を避くため、「箋聞」に一致あるいは類似する注記のみを引用する。また、注釈書に該当する注記がない時は（ナシ）と記した。岷江入楚の引用は源氏物語古註釈叢刊（以下「叢刊」と略す）により、源氏物語古注集成に付された番号により、その注の箇所を示す。論述の都合上、私に番号を付した。山下水の引用は『源氏物語山下水の研究』（榎本正純氏・平8・和泉書院）による。

1 141 やみのうつゝには猶おとりけり

岷江入楚

奥入 うは玉のやみのうつゝ、はさたかなる夢にいくらもまさらさりけり

り 読人不知

箋箋聞（肩付注記に異同有）

本哥の心うつゝなれごもうは玉のやみにあふたるはさたかなる夢にまさらぬといへり 是はそのはかなきやみのうつゝ、にも猶おとりたると也 うつゝにてはあれとも夢にまさらぬ心今一段たゝみあけていへり 本哥さへめつらしきを又あたらしく引かへたる作者の心能々をつくへしとそ侍りし

山下水 27

可むは玉のやみのうつゝ、は――

玉本哥ノ心ハやみのうつゝ、は夢ニモマサラヌトハハカナキ事也
今ノ面影ノ幽ナルハ又やみのうつゝ、ニモ猶まさらさりけりト云タルヨリモ此面影ハカナキト也引歌ノ取サマ奇特也

紹巴抄 72

へむは玉のやみのうつゝはさたかなる夢にいくらもまさらさりけり 本意はやみにそとあふたは夢よりをとりたると云を此詞には又それよりと云なせり 妙也

2 156 やゝためらひて

箋聞

此御使の命婦の躰心ありてかきなせり よく思へし

山下水 39

可良久此心歎 八雲抄云漸也 較踉 ためらひてハ扶行白氏文集 聞健同廿一

紹巴抄 81

ためらふ 跟踪クワウヒ

箋／聞 3 なき人のすみかたつね出たりけんしるしのかんさし

貴妃は蓬萊宮にても逢しにと也 又奥入にはかたみのかんさし
云々

山下水 97

奥入ニハかたみのかんさし

可奥入――

中臨邛リシウ

耳云方士ヲ蓬萊宮ニツカハサレシヲ也方士カ取テ来ハマサシク貴
妃ニ逢テ取テ来ルカ是ハ無キ跡ノナレハいとかなしト也 少

中ニ一同 耳貴妃ハ蓬萊宮ニテモアヒシニト也

紹巴抄 115

臨邛リシウノ道士 幻術をもて貴妃にあふそれは直ニかんさしはさみな
とをもちて玄宗にさつく是は母の方よりにて更に更衣不逢ま、不
足たり 方士よりをとりたると也《河海二委》

4 239 たつね行まほろしもかなつてにてもたまのありかを

そことしるへく

箋／聞

幻術をする道もかな伝にして更衣のあり所をもきかむと也

今も方士かやうなる幻術の士あらはいつこにありとたにもしろし

めすへきをと也

山下水 61 幻術士也

98

可まほろし方士事也 幻術ノ士ノ名也 たまのありかハ魂在所也

玉和抄云蓬萊へ尋行シ事ヲまほろしト云ヘシ 少幻術ノ方士モカ
ナト也 耳幻術ヲスル者モ哉 使ニシテモ更衣ノアリ所ヲモ今モ
方士カヤウナル幻術ノ士モ有ラハいつこニ有リトタニモシロシメ
スヘキヲト也

紹巴抄 116

蓬萊へ尋行事をまほろしと云々

箋／聞 5 250 (いとすさましよう) ものとさこしめす

物の音などの心つきなき事と覚しめす也

山下水 (ナシ)

紹巴抄 (ナシ)

6 251 ことにもあらずおほしけちて

箋／聞

此段作者の批判なり なんの更衣の薨去とてさやうに遊なとすま
しき事かはと思ひ給也 弘徽殿の性をかきあらはせり 呂太后に
似たぞ

同

同

同

草子地か評して書也 けにも主上の御歎もかきりかある事也 廢
朝三ヶ日とも五ヶ日ともありて音奏警蹕を止やらるゝ事も日限あ
る事なればまして月日へたてなは物の音合てあそひ給はん事更に
咎あるましき事なれとも主上の御歎は私事とはいひながら見しら
ぬやうならんは頗無骨の義也 是も人の教訓也 可付眼く 廢
朝は(以下略)

山下水

耳此段作者ノヒハン也 ナンノ更衣の薨去トテサヤウニ遊ナトス
マシキ事カハト思給也 弘キ殿ノ性ヲ書アラハセリ 呂太后ソ
又耳

草子地カ評シテ書也 ケニモ主上ノ御ナケキモ限カアル事也 廢
朝三ヶ日トモ五ヶ日トモアリテ音奏警蹕ヲト、メラル、事モ日限
アル事ナレハマシテ月日ヘタテナハ物ノ音アハセテ遊ヒ玉ハンモ
更ニ咎アルマシキ事ナレトモ主上ノ御歎キハ私事トハ云ナカラ見
シラヌヤウナラハ頗無骨也儀也 是モ人ノ教訓也可付眼——

紹巴抄 (ナシ)

7 254 月もいりぬ

箋／聞

こ、が物語の奇特也 月落——よりもまさるへしと也 私月落
——是は三藏法師の渡天の路の苦勞をいひ尽して落句に如此みた
る所か妙所也 此詞も色々の哀傷をいひ尽して月も入ぬと今眼前
の景氣をいへる処を題(解)すと云也

山下水 109

玉此詞殊勝也云々 終夜ノ事サマく過ナル時刻見ルカ如シ 五
天到日頭応白——千躰相類歎 少此詞殊勝也 マヘノ夕月ト書月
ハ入カタノ空ト書テ月モ入ヌト云妙也 月落長安半夜鐘(ヨリモ
スクールヘシト也ニモヲトラシト也) 又耳命婦更々衣ノ里ニテ程ヲ
経テカヘリ候イテモ又トヤカクヤト程ヲフルマ、ニ夕月夜トアリ
シモ入カタトアリテコ、ニテ月も入ぬト夜ノ深ルサマ奇特也、

紹巴抄 122

此詞殊勝也 終夜さまくの哀を云尽たる時刻を可思
五天到日頭応白 月落長安半夜鐘 此句躰相似たり

箋／聞

8 256 おほしやりつ、灯をか、けつくして

哥の結句の浅ちふの宿おほしやりつ、とかきつ、けたり 尤面白し
河(略)
秘 いかてすむらん浅ちふの宿おほしやりつ、の詞つ、き夕殿螢
飛思消然秋灯挑尽未能眠といひつ、けたるよりも猶あはれふか、
るへし

私 月も入ぬといひて灯をか、け尽しておきをはしますといへる
おもしろし 又夕殿螢飛——此詩も夕の空に螢の飛比より灯を
か、けつくすまでよのふけたるさま同心歎

山下水 111

可夕殿螢飛——長恨歌云通村私非歎

紹巴抄 124

孤―燈挑―尽 未成眠

9 258 人めをおほしてよるのおと、にいらせ給ても

箋／聞

あまりに久しくおはしますまいか、となればと也

山下水 113

耳余二久シクヲハシマスモ如何ナレハト也 可夜殿清涼殿ニアリ

―カイトモシ 搔灯見建曆御記

紹巴抄 120

夜御殿 清涼殿《河海二委》東枕御寝

10 260 あさまつりことは

箋／聞

長恨歌の朝政のおこたりに貴妃か寵の甚しきゆへなるかこ、は一

重書出せり 今は更衣の御愁傷ゆへかへりて朝政もおこたり給つ

へきと也

山下水

耳長恨歌の朝政ノオコタリハ貴妃カ寵ノ甚キ故ナルカコ、ハ一重

書出セリ 今ハ更衣ノ御周章ユヘカヘリテ朝政モオコタリ給ツヘ

シト也

紹巴抄 (ナシ)

11 261後 大床子のおものなとはいとはるかに

箋／聞 (肩付注記に異同有)

朝餉は女房の御陪膳にてむかひ給はかり也 大床子のはうるはし

く間食ス 御膳なれともそれとも御手をつくすへきやうにもなき

也 これは頭以下の陪膳也 結番して陪膳せし也 されはさふら

ふかきりはとかきたり

山下水 117

(略)耳朝餉ハ女房の御陪膳ニテ向ヒ給フハカリ也 大床子ノハウ

ルハシク間食 御膳ナレ共ソレヲモ御手ヲツクヘキヤウニモナキ

也 是ハ頭ナトノ陪膳也 近比ハ結番シテ陪膳ナリシ也 サレハ

さふらふかきりはトカキタリ

紹巴抄 130

朝餉間二間也 (以下略)

12 269 いとゆ、しうおほしたり

箋／聞

前に更衣の母のゆ、しき身にとあるはいま、しき身なり こ、

はほめたる義にいへり ゆ、しく奇特なる人とほめたる也 すく

れたる也 文字も同字を種々につかふ物なれば此物語の世俗の詞

も吉凶ましはれり

私源氏君の御かたちの此世の物ならすくれたるをあやうく思ひ

給心をいふ歟

山下水

耳云前二更衣ノ母ノゆ、しき身にトアルハイまくしき身也
 コ、ハほめタル義二書リ ゆ、敷奇特ナル人とほめタル也 スク
 レタル也 文字モ同字ヲ種々ニツカフ物ナレハ此物語ノ世俗ノ詞
 モ吉凶交レリ

紹巴抄 (ナシ)

13 327 いとようおほえておひ出させ

箋／聞

前に御息所に似給へる人をとあり いとようおほえてとは似かよ

ひ給へる心也

山下水 (ナシ)

紹巴抄 (ナシ)

14 329 まことにやと御心とまりて

箋／聞

前にいとよう桐壺更衣におほえて似たるとあるを御門の御心に真
 実さやうなるかといふ所に御心とまりて懇に仰らるゝ也 更衣を
 忘れかたくおほしめす御心いよ／＼あらはれたり

山下水 (ナシ)

紹巴抄 (ナシ)

小川氏は桐壺巻の「箋聞」について「計5例のうち4例」「は「箋／
 聞」の割書で、「箋聞」か、「箋」と「聞」とを併記したものか、明確

でない」とされたが、叢刊を一瞥すると、「箋聞」とする注は十四例、
 そのうち「箋／聞」と割書している注は十二例見られる。それぞれ一
 例ずつは、同書で異同が指摘されているが、それを除いても十三例の
 うち十一例が割書になっている。小川氏のいう「計5例のうち4例」
 が、どの項目をさすのか不明である。また桐壺巻は、京都大学附属図
 書館中院文庫蔵本が伝わらないので、叢刊が底本にした国立国会図書
 館蔵本が最善の伝本とされる。これらの肩付注記を叢刊の底本である
 国立国会図書館蔵本のデジタル画像と照合すると、叢刊に翻刻された
 肩付の注記は、表記を含めてデジタル画像と一致する。

岷江入楚の「箋聞」と、山下水・紹巴抄を比較すると、「箋聞」とす
 る注の内容が「箋」と「聞」すなわち山下水と紹巴抄に一致する項目
 は一例も見られない。小川氏のいう「箋」と「聞」とを併記した「も
 のは見出せないのである。小川氏のいう「情報操作」の意図とも矛盾
 する「箋」と「聞」とを併記した」とする想定には無理があるだろ
 う。山下水の注に関わらず、「箋聞」とする注の内容は紹巴抄には見ら
 れない。かつて、花宴巻についてこの「箋聞」とする注を検討した所、
 「箋聞」とする注記は他の注釈書には見られない独自の注が多かつた。³⁾
 桐壺巻についても、「箋聞」には、山下水には見られない注が多い。

二 山下水の「耳」

「箋聞」とする注には、山下水などに見られない独自の注が多いが、
 その一方で、山下水とほとんど同文の注も数項目見られる。次に、そ

の項目を比較したい。前項の引用の中から、一致する部分のみを抜き出して比較する。

3 238 なき人のすみかたつね出たりけんしるしのかんさし

・箋／聞 貴妃は蓬萊宮にても逢しにと也 又奥人にはかたみのかんさし云々

・山下水 耳云方士ヲ蓬萊宮ニツカハサレシト也方士カ取テ来ハマサシク貴妃ニ逢テ取テ来レルカ是ハ無キ跡ノナレハいとかひなしト也 少中ニ一同 耳貴妃ハ蓬萊宮ニテモアヒシニト也

4 239 たつね行まほろしもかなつてにてもたまのありかをそことしるへく

・箋／聞 幻術をする道もかな伝にして更衣のあり所をもきかむと也

今も方士かやうなる幻術の士あらはいつこにありとたにもしろしめすへきをと也

・山下水 耳幻術ヲスル者モ哉 使ニシテモ更衣ノアリ所ヲモ今モ方士カヤウナル幻術ノ士モ有ラハいつこニ有リトタニモシロシメスヘキヲト也

6 254 月もいりぬ

・箋／聞 こ、が物語の奇特也 月落——よりもまさるへしと也 私月落——是は三蔵法師の渡天の路の苦勞をいひ尽して落句に如

此みたる所か妙所也 此詞も色々の哀傷をいひ尽して月も入ぬと今眼前の景氣をいへる処を題(解)すと云也

・山下水 又耳命婦更衣ノ里ニテ程ヲ経テカヘリ候イテモ又トヤカクヤト程ヲフルマ、ニ夕月夜トアリシモ入かたトアリテコ、ニテ月も入ぬト夜ノ深ルサマ奇特也、

8 258 人めをおほしてよるのおと、にいらせ給ても

・箋／聞 あまりに久しくおほしますもいか、となれはと也 山下水 耳余ニ久シクヲハシマスモ如何ナレハト也

9 261後 大床子のおものなどとはいとはるかに

・箋／聞(肩付注記に異同有) 朝餉は女房の御陪膳にてむかひ給はかり也 大床子のはうるはしく間食ス 御膳なれともそれとも御手をつくすへきやうにもなき也 これは頭以下の陪膳也 結番して陪膳せし也 されはさふらふかきりはとかきたり

・山下水 耳朝餉ハ女房の御陪膳ニテ向ヒ給フハカリ也 大床子ノハウルハシク間食 御膳ナレ共ソレヲモ御手ヲツクヘキヤウニモナキ也 是ハ頭ナトノ陪膳也 近比ハ結番シテ陪膳ナリシ也 サレハさふらふかきりはトカキタリ

10 269 いとゆ、しうおほしたり

・箋／聞 前に更衣の母のゆ、しき身にとあるはいま／＼しき身なり こ、はほめたる義にいへり ゆ、しく奇特なる人とほめたる

也 すくれたる也 文字も同字を種々につかふ物なれば此物語の世俗の詞も吉凶まはれり

・山下水 耳云前二更衣ノ母ノゆ、しき身にトアルハいまくしき身也 コ、ハほめタル義ニ書リ ゆ、敷奇特ナル人とはめタル也 スクレタル也 文字モ同字ヲ種々ニツカフ物ナレハ此物語ノ世俗ノ詞モ吉凶交レリ

これらの注を比較すると、「6 254 月もいりぬ」以外の五項では、岷江入楚の「箋聞」として記された注の内容は、山下水に「耳」として記された注とほぼ一致することがわかる。そして、ここにあげた六項は、いずれも岷江入楚の肩付に割書で「箋／聞」と記されている。山下水は引用した書物を「可」（河海抄）・「中」（花鳥余情）などと、書物名を示す漢字の一字で示している。そして、山下水が「耳」として記した注が、岷江入楚の「箋／聞」とする注の内容と一致するのである。先に確認した通り、岷江入楚の「箋聞」は、桐壺巻においては、実枝からの聞書を示すと通勝自身が書いている。榎本氏は「耳」を聞書の略とされた（前掲書）が、山下水に「耳」として記されている注は、あるいは、実枝自身が実隆から聞書した「聞書」によるものだったからではないだろうか。岷江入楚の「箋聞」とする注には、山下水など他の注釈書には見られない注が多い。講釈においては、注釈書には記さない説も伝えられるが、記すことのない口頭で伝えられた説を、通勝は「箋聞」として記した。通勝に講釈した実枝自身も、自らが口頭で伝受した内容を聞書を示す「耳」として記したのではないだ

ろうか。山下水の「耳」として記された注記の多くがカタカナにて記されていることも、注釈書を書写した、というよりはむしろ耳からの聞書であったことを推測させる。通勝は、実枝の講釈を聞書した「箋聞」のうち、実枝自身が実隆から聞書した注を「箋／聞」として記したのであろう。

このように検討すると、「箋聞」とする注記は、実枝から講釈によって継承した注であると推定できる。講釈の聞書の中でも、通勝が聞書したのみでなく、実枝自身の聞書を継承した注については「箋／聞」と記して、自身の聞書「箋聞」と区別したのであろう。こうしたことから、桐壺巻の「箋聞」は、「箋」と「聞」とを併記したもの（小川氏前掲論文）というよりはむしろ、通勝が実枝の講釈を聞書した「箋聞」であると推定できる。岷江入楚をはじめとする注釈書を検討する際には、肩付の書式以上に、注釈内容について考察することが必要であらう。夕霧巻については、稿を改めて検討を加えたい。

注

- (1) 徳岡涼氏「岷江入楚」所引「聞」「聞書」について（『上智大学国文学論集』33・平12）
- (2) 「岷江入楚」——諸説集成の思想——（前田雅之編『中世の学芸と古典注釈』竹林舎 平23）
- (3) 「岷江入楚」の「箋」——花宴巻を中心にして——（『中京大学文学部紀要』平28・12）